

事故調査委員会に関する細則

(目的)

第 1 条 この細則は、一般社団法人日本気球連盟（以下「この法人」という）の事故調査委員会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第 2 条 事故調査委員会（以下「委員会」という）は、気球による事故の防止に必要と思われる事項について、調査・研究及び運営を行う。

- (1) 気球による事故の原因を究明するための調査を行うこと。
- (2) 気球の事故を防止する観点から必要な調査研究を行うこと。
- (3) 調査結果に基づき、事故の防止のため講ずべき施策について勧告あるいは建議をすること。
- (4) 気球の事故に関する講習会、展示会などの主催、公認及び後援。
- (5) 上記に付帯する一切の事業。

(構成)

第 3 条 委員会は、事故調査委員長（以下「委員長」という）1名と事故調査委員（以下「委員」という）若干名をもって構成する。

2 委員長は、会長が任命する。

3 委員は、この法人の目的・内容・組織等に精通し、気球の飛行、機体の構造、気象情報に関して幅広い知識と経験を有する者から、委員長が任命する。

(業務)

第 4 条 委員会は、委員長が必要と認めたとき、委員長がこれを招集する。

- (1) 気球による事故の調査活動。
- (2) 気球による事故の分析、研究、建議。

2 気球による事故の情報収集。

3 委員会の議事については議事録を作成し保存する。また、議事録をこの法人の会員に速やかに公表しなければならない。

附則

この細則は、平成 30 年（2018 年）4 月 20 日より施行する。